

第二十三号議案

江戸川区立障害者施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者施設条例の一部を改正する条例  
江戸川区立障害者施設条例（平成十九年十二月江戸川区条例第四十一号）の  
部を次のように改正する。

第六条第一号中「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。  
第十三条中「き損し」を「毀損し」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の改正等に伴い、規定を整  
備する必要があるもので、本案を提出いたします。